

定 款

(2023年3月1日改定)

ジャパンマテリアル株式会社

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、ジャパンマテリアル株式会社と称し、
英文ではJAPAN MATERIAL Co., Ltd.と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターおよび周辺機器の開発ならびに製造・販売・通信販売・賃貸および輸出入
2. コンピューターおよび周辺機器用ソフトウェアの開発ならびに保守・設計および製造・販売と輸出入
3. コンピューターおよび周辺機器用ソフトウェア開発ならびに保守・設計製造の受託
4. データ通信システムに係わる装置の開発・保守の受託・販売および賃貸
5. データ通信システムに係わるソフトウェアの開発ならびに製造・販売と輸出入
6. 半導体試験装置・ガス供給装置・除害設備の開発および製造・販売・リースと同装置の保守ならびに輸出入
7. 回転機器および半導体を製造する際に発生する有害ガスを除去する装置の保守
8. 半導体・電気電子部品に係わる開発ならびに製造・販売と輸出入
9. 各種高圧ガスならびに同生産供給設備およびその容器、器具の製造・販売・リースおよび輸出入
10. 医薬品、工業用薬品、毒物、劇物、医療用器具の製造・販売および輸出入
11. 各種高圧ガスおよび設備の供給・管理・保守
12. 管工事の設計・施工・監督・保守
13. プラント設備の設計・施工・監督・保守
14. 電気工事の設計・施工・監督・保守
15. 空調・給排水・衛生・消火栓・厨房・換気設備工事の設計・施工・監督・保守
16. 事務機器類、機械工具類、道具類に関する古物商取引
17. 発電および売電に関する事業
18. 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
19. 不動産賃貸業
20. 倉庫業
21. 貨物利用運送事業
22. 警備業
23. 上記各号に係るコンサルティング業務
24. 上記各号に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を 三重県三重郡菰野町 に置く。

第4条（機関）

当会社は、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告の方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第6条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第2章 株 式

第7条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、32,400万株とする。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に定める権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株式名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよびその手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

当会社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に隨時これを招集する。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

- 株主は、当会社の議決権ある他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は12名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第19条（取締役の選任）

- 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第20条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選決議の効力は、当該決議により短縮されない限り、当該選任のあった株主総会後、2年後の定時株主総会開始の時までとする。

第21条（役付取締役および代表取締役）

取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

2. 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長のほかに、当会社を代表する取締役を選定することができる。

第22条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第24条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第25条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項につき書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受け取る財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議をもって定める。

第28条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第29条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

第30条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第31条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

第32条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第33条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第34条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第35条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第36条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第37条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第38条（剰余金の配当の基準日）

- 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第39条（期末配当金等の除斥期間）

- 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

- 2022年6月開催の第25回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会決議によって免除することができる。
2. 2022年6月開催の第25回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の変更前の定款第37条の定めるところによる。

1997年	4月28日制定
2012年	6月27日改定
2013年	4月 1日改定
2013年	6月27日改定
2014年12月	1日改定
2015年	6月24日改定
2017年	1月 1日改定
2018年	3月 1日改定
2018年	6月27日改定
2021年	6月23日改定
2022年	6月29日改定
2022年	9月 1日改定
2023年	3月 1日改定